5　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件は、株式会社にあっては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が一〇〇分の三以上であること、持分会社にあってはその社員のうちに市町村があることとすることとした。（第二〇条関係）

二　道路法施行令の一部改正関係

1　道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として一定の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者等の利便の増進に資するもの（以下「食事施設等」という。）並びに特定都市道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（以下「特定都市道路の上空に設ける事務所等」という。）及び自動車駐車場を追加することとした。（第七条関係）

2　食事施設等の占用の場所に関する基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること等とすることとした。（第一一条の七関係）

㈠　食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあることとした。

㈡　道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであることとした。

3　食事施設等の構造に関する基準は、必要最小限の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであることとすることとした。（第一二条関係）

4　食事施設等及び特定都市道路の上空に設ける事務所等についての一般国道の指定区間内における占用料を定めるものとすることとした。（第一九条関係）

三　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が道路占用の許可等に係る道路管理者の権限を代行する場合において、当該許可等につき道路管理者の承認等が必要な占用として、特定都市道路の上空に設ける事務所等を追加することとした。（第一条関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

国土交通省組織令について所要の改正を行うものとすることとした。（第八六条関係）

五　この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二三年一〇月二〇日）から施行することとした。

◇平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三二二号）（内閣府本府）

1　平成二三年九月一五日から同月二三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第三百二十号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日は、平成二十三年十月二十日とする。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第三百二十一号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第二項、第四十六条第十項、第六十二条第一項第三号及び第七十三条第一項並びに同法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三条第一項第五号、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第七号、第三十三条第一項及び第三十九条第二項本文、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第二十一条とし、第十五条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件）

第二十条　法第七十三条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める市町村（同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあってはその社員のうちに市町村があることとする。